『ひょうご子育て応援の店』

協賛店になりませんか？

兵庫県では、子育て世帯を社会全体で支援する気運を高めるため、兵庫県内の各企業・店舗等事業者の協賛により、子育て世帯を対象とした割引・特典等のサービスを行う「ひょうご子育て応援の店」を募集しています。

協賛店になると…！

イメージＵＰ！

専用ステッカーを掲示

お店のＰＲに！

兵庫県ＨＰで取組を紹介

登録は無料！

会費等も発生しません。

子育て世帯の集客力ＵＰ！

兵庫県マスコット
はばタン

登録店舗数
約4,470店

パスポート会員
約14,700世帯

協賛店

支援サービスの提供 →

← パスポートの提示

子育て世帯

申請 ↔ ステッカー交付

パスポート発行 ↔ 申請

↔ 連携

すくすくかんさい

関西各府県

登録申請はインターネットで簡単にできます。（裏面参照）

支援していただきたい内容

18 歳未満の子どもがいる世帯に対して・・・

① 料金の割引、ポイント加算
② イベントの開催
③ 子ども連れにやさしい設備の提供　等

商店街や複合商業施設等で統一的に行うサービスも歓迎！！

支援サービスの内容や対象は各店舗で自由に設定いただけます。登録店舗の支援内容については、ホームページ（http://www.hyogo-kosodate.jp/）にて随時確認いただけます。

掲示用ステッカー

協賛店にご登録いただくと

子育て支援に積極的に取り組んでいただいている証しとして、店頭表示用のステッカーをお渡しします。店舗の玄関口等、利用者から見えやすい場所に掲示してください。（左図参照）

また、県のホームページや広報誌などで各企業・店舗の取組をご紹介します。

協賛店舗の登録方法は？

インターネット（店舗登録システム）からご登録いただけます。

次のＵＲＬにアクセスし、必要事項を記入のうえ登録を行ってください。

【ＵＲＬ：http://www.hyogo-kosodate.jp/index.php?act=frm】

※　インターネットをご使用いただけない場合や多数の店舗を一括して登録する場合は、少子対策課経由での登録もできます。次の必要事項をメール(お問い合わせ先参照)にてご連絡ください。

①店舗名　②担当者氏名　③郵便番号　④住所　⑤電話番号　⑥サービス(特典)の開始年月日
⑦サービス(特典)の内容　⑧特典の確認区分(目視・携帯認証画面、カード・その他)

携帯電話の画面

すくすくかんさい

共通シンボルマーク

対象世帯の確認方法は？

次に掲げるいずれかの方法により、ご確認いただきます。

(1)目視（例：子ども連れであることの確認）
(2)本県ほか関西各府県が発行する、携帯電話画面やカードによるパスポートの提示
(3)その他（各店舗等で発行するカードの提示等）

【パスポートのデザイン】

「すくすくかんさい（関西共通）」のマークの入った「携帯電話の画面」又は「カード」を希望者に対し、配布していますので、店舗での必要に応じ、これらの提示を求めて確認してください。

カードのデザイン等は、発行元の各府県により異なりますが、「すくすくかんさい」の共通シンボルマークが目印です。(左図参照)

「関西子育て世帯応援事業～すくすくかんさい～」について

この事業は、関西２府８県（福井県、三重県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県、徳島県、鳥取県）で実施している「関西子育て世帯応援事業～すくすくかんさい～」の一環として取り組んでいます。全体では、協賛店約 30,000 店、会員約 280,000 人の登録があります。

＜お問い合わせ先＞
兵庫県少子対策本部（健康福祉部こども局少子対策課）
〒650-8567　神戸市中央区下山手通５丁目 10 番１号
電話：078-362-3385　FAX：078-362-3011　E-mail: shoshitaisaku@pref.hyogo.lg.jp

ひょうご子育て応援の店　検索